

45 教社 号 外
昭和45年10月 日

展

長野県教育委員会教育長

長野県指定文化財調査報告書2巻の贈呈について
(通知)

この報告書を刊行しましたので、贈呈します。

受領したならば、その旨お知らせください。

長野県指定文化財
調査報告 第3集

長野県教育委員会

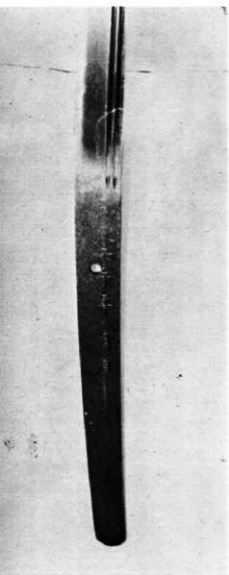
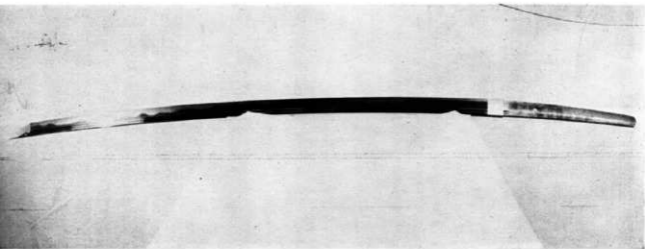




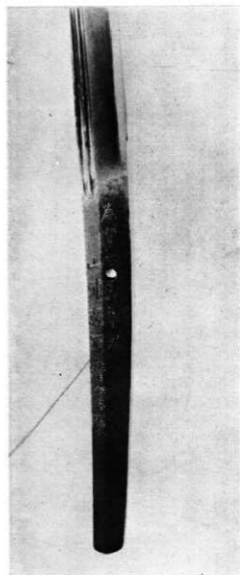








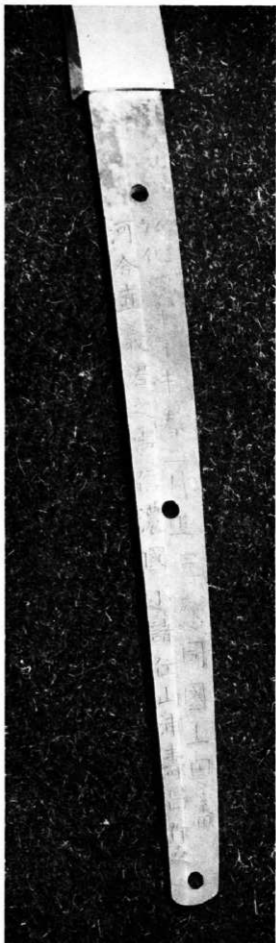
6 太刀 (山浦清磨作)



松本市錦町 江原正一郎氏所蔵



7 太刀 (山浦真郎作)



上田市 河合平輔氏所藏



8 御代丑一墓塚

北佐久郡御代田町



9 松代城 (御代田町)

長野市松代町



10 高涼院跡

上伊那郡高遠町



11 井上氏城跡

須賀市井上



まえがき

当委員会は、文化財保護条例の規定によって、昭和三十九年八月二十日に長野県宝三件・長野県史跡四件・長野県天然記念物二件の指定をし、続いて十一月二十六日に長野県史跡二件の指定をした。さらに、昭和四十年一月十四日に長野県宝七件、二月二十五日に長野県宝一件・長野県史跡七件・長野県天然記念物二件をそれぞれ指定した。

これは、その調査報告であって、これらの文化財の理解に役立せるためにまとめたものである。ただし、柴宮銅鐸ほか七件は調査担当者のつごうによって含まれていない。

執筆分担および執筆者は、次のとおりである。

石造釈迦如来坐像	前長野県文化財専門委員	倉	田	文	作
木造観音菩薩立像	東京国立博物館学芸部長	倉	田	文	作
桐竹鳳凰文透彫奥社脇立	"	"	"	"	"
板絵着色三十三身図	"	"	"	"	"
銅製盤板	長野県文化財専門委員	米	山	一	政
銅製鋳口	信濃史料刊行会常任委員	"	"	"	"
諏訪大社上社前宮神殿跡	"	"	"	"	"
高遠城跡	"	"	"	"	"
松代城（海津城）跡	"	"	"	"	"
御影陣屋跡	"	"	"	"	"

太 刀 長野県文化財専門委員 宮 入 昭 平

太 刀 " " " " " "

太 刀 " " " " " "

御代田一里塚 長野県文化財専門委員 金 井 喜久一郎
信濃史料刊行会常任委員

中野県庁(中野陣屋)跡 " " " " " "

井上氏城跡 " " " " " "

諏訪大社社叢 長野県文化財専門委員 山 崎 林 治

八方尾根高山植物帯 " " " " " "

木ノ下のケヤキ " " " " " "

武水別社神社叢 長野県文化財専門委員 佐 藤 邦 雄

指定および刊行にあたっては、多くの人びとからご協力をいただいたが、特に地元各市町村教育委員会、所有者の方々から多大なご配慮をいただいた。また専門委員の諸先生にはお忙しいところ、調査していただき、執筆していただいた。この機会に感謝申し上げますものである。

昭和四十五年三月

長野県教育委員会

目次

まえがき

長野県宝

石造釈迦如来坐像	三
木造観音菩薩立像	四
桐竹鳳凰文透彫奥社脇立	六
板絵著色三十三身図	八
銅製鑄口	一五
銅製翼板	一七
太刀	一九
太刀	二〇
太刀	二二

長野県史跡

諏訪大社上社前宮神殿跡	二五
高遠城跡	二七
松代城(徳津宮)跡	三〇
御代田一里塚	三二

34	毘沙門園裏	一一	57	太刀拓影(裏)	一二二	80	井上氏城跡を示す元祿ころの絵図	四二
35	小王身園裏	一一	58	御代田一里塚説明板・附さく	一三三	81	井上氏居館跡	四三
36	宰官身園	一一	59	諏訪大社上社前宮内御玉社	一三五	82	井上氏居館跡略図	四四
37	婆羅門身園	一一	60	諏訪大社上社前宮五十間廊	一三五	83	井上氏居館跡指定地域図	四四
38	宰官身園裏	一一	61	諏訪大社上社前宮神殿跡指定地域図	一三六	84	井上氏大城跡	四五
39	婆羅門身園裏	一一	62	高遠城縄張り	一三八	85	井上氏大城跡指定地域図	四五
40	比丘形園	一一	63	高遠城跡指定地域図	一三九	86	井上氏大城・小城跡略図	四六
41	比丘園	一一	64	松代城跡本丸正面の枳形石畳	一四〇	87	松島王塚古墳標識・説明板	四七
42	比丘形園裏	一一	65	松代城跡指定地域図	一三一	88	諏訪大社上社社叢全景	四九
43	比丘尼園裏	一一	66	御代田一里塚西塚	一三三	89	諏訪大社社叢指定地域図	五〇
44	比丘身園	一一	67	御代田一里塚東塚	一三三	90	イワイチヨウ	五一
45	増長身園	一一	68	御代田一里塚指定地域図	一三四	91	ユキワリソウ	五一
46	比丘尼身園裏	一一	69	御代田一里塚断面図	一三四	92	尾根の上だけに育つ高木(タケカンバ)	五二
47	増長身園裏	一一	70	文政ころの中野陣屋	一三五	93	八方尾根	五二
48	銅製鋤口(側面)	一五	71	飯県庁となった法蓮寺	一三六	94	八方尾根高山植物帯地域図	五三
49	銅製鋤口拓影	一六	72	中野県庁跡に建てられた中野市中央公民館(裏側)	一三六	95	ハイマツ	五四
50	銅製鋤口(正面)	一六	73	中野県庁(中野陣屋)跡石垣	一三七	96	ミヤマムラサキ	五四
51	銅製雲板	一七	74	標識	一三七	97	武水別神社社叢指定地域図	五五
52	銅製雲板拓影	一八	75	旧稻荷社のあったところ	一三七	98	武水別神社社叢遠景	五六
53	太刀拓影(裏)	一九	76	中野県庁(中野陣屋)跡指定地域図	一三八	99	武水別神社社叢近景	五六
54	太刀拓影(裏)	一九	77	御影陣屋正面四脚門棟札	一三九	100	木下のケヤキ	五七
55	太刀拓影	二一	78	御影陣屋園(寛政三年)	一四〇	101	木下のケヤキ全景	五七
56	太刀拓影(裏)	二二	79	御影陣屋跡指定地域図	一四一	102	木の下ケヤキ指定地域図	五八

長野県宝



12 井上城跡説明板

石造 釈迦如来坐像

木造 觀音菩薩立像

桐竹鳳凰文透彫奥社脇立

板繪著色三十三身図

銅製 雲板

銅製 鈎口

太刀

太刀

太刀

石造釈迦如来坐像

所在の場所 埴科郡坂城町大字坂城字大宮 満泉寺
交 通 信越線坂城駅

法量 像高は四五・八寸、頂一頸トク 一八・五寸、髮際一頸トク 一一・五寸

面幅 一〇・三寸、面奥 一三・一寸、臂張ヒラキ 三五・二寸、膝高 八・〇寸、膝張ヒラキ 四五・〇寸、膝奥三四・三寸

三寸



13 石造釈迦如来坐像（正面）

満泉寺本堂の厨子内に安置する本寺の本尊である。禪定印を結ぶ釈迦坐像であるが、めずらしく石彫の独尊像であつて彩色をほどこし、像容、衣文の彫法などは一見木彫像に似て、通常の石彫とはやや異なつた特色を示している。螺髪は細目に刻み、その肉髻が低く、地髪チガミの髮際がゆるい波がたを示すのは、鎌倉後期の如来像に間々みうけられるかたちである。面相部は、頬が豊かに、しかもかたく引き締つた形を示し、唇を小さく刻んでいる

木造 観音菩薩立像

ので童顔というに近い特色があるが、両眼は、彫りは浅いながらもみひらきはつよい。鼻部は、阿の張り、肘張りも大きく、総じて



14 石造釈迦如来坐像（側面）

幅広く安定した像容をつくり、これに複雑な衲衣の衣褶を裝飾的に刻んでいる。この衣褶にはやはり通常の木彫像とはおのずからことなつた異風があり、太目の繩状の衣文を刻み、その辺に石彫らしい特色が感じられる。制作はおそらく南北朝のものとおもわれ、県下に数すくない石彫如来像の古例として注目される作品である。

所在の場所 大町市大字大町字九日町 金原元留氏藏
交 通 大糸線信濃大町駅

重量 像高は 一六一・五寸、頭一頸 三四・八寸、髮際一頸 一二・四寸、面幅 一三・四寸、面奥一八・二寸、肘張四八・八寸、眼張 三八・八寸

ほほ等身の菩薩立像であつて、現状の像容は高髻をいただき、正
 面し、天冠台をあら目に刻み、その下方の地髪をまばら彫りとし、天
 衣を懸け、条帛を左肩から右膝下の裳の側面にかけて長目につけ、
 裳をつけ、両手は屈臂して胸前で右方第一、二指を控じ、左方は持
 物を執るかたち、腰をやや左にひねり、右膝をゆるめ、右足をやや
 外方に踏み出して立つ。両耳上には巻き髪を蟬形にあらわしてい
 る。材はケヤキ材、一木彫成、漆箔、頭頂は天冠台の上端で横に切
 つて、これに高髻を翹ぎつけ、また木心はほほ中心にこめる。面相
 部は中世割り削いで玉眼を入れる。このさい頭部の内削りをおこな

ったものとおもわれ、軀部には内削りが発見されない。左右の腕と
 も肘を削ぐが、臂内の天衣は本林と共木からつくる。左足裏に柄杓
 をうがち、髪部墨彩、牀部は厚手の胡粉下地に漆箔を施す。

髻と両手肘から先を後補し、また造立の当初は当然本林を一材
 から彫出してまったく内削りをほどきさず、したがって彫眼であつ
 たものを、中世面相部を大きく、厚手に削りはなし、両眼を削って
 玉眼を嵌入しているのでやや原容を損じているが、元来異風のある
 古像であつて、制作は十世紀初頭を降るまい。信州にあつては、長
 野市西条の清水寺の諸像（千手観音、聖観音、地藏菩薩各立像、重要文
 化財）とならぶ木彫の古像といふことができる。現状の高髻はヒノ
 平材で、たけは高いが上方のやせ細った形のつたないもので、鎌倉
 期の菩薩像の地方作に間々見受けられる手のものであり、元來は、



15 木造観音菩薩立像（正面）

太目の堂々たる高髷が彫り出されていたものであろう。天冠台は、丸のみで荒目に刻み、その彫り口には前記清水寺の聖観音に似通う風がある。面相は総じてやや伏眼につくり、近世玉眼を加え、漆箔をあらためたさいに若干刀を加えたとおぼしく、唇なども当初のすどいしぎを失っているものとおもわれるが、側面からみた肉どりの重厚さなどにはやはり平安古像の趣がこっている。玉眼を入れたさいに、むしろ両眼のみひらきが減じておだやかな目鼻だちにつくられたものではあるまいか。これは奥内観音寺(長野市信更町)の重要文化財十一面観音立像のばあいと同様である。

この像の特色のいくつかをあげてみよう。第一はその材質であって、ケヤキ材は各地にその例があるが、土地の材を用いたものと思われ、本像のばあいも同様であろうと考えられる。元来堅緻な材であり、しかも内刻りをおこなわない堅固な構造のものであったから、これだけに像容が保存されたものであろう。両手の肘より先の

桐竹鳳凰文透彫奥社脇立

法量(各)縦七四・七釐、横三三・〇釐、厚六一・〇釐

ヒノキ材、透彫、彩色および漆箔、上方には髷を配し、中段にはそれぞれ桐・竹にとまる対面する鳳凰を配し、下方に土坡と波をおく。髷には朱彩が残り、鳳凰は冠を朱毛描、翼群青彩、桐および竹は胡粉地緑青および白緑彩、下方の土坡は群青彩、波は胡粉彩とす

前脚ないし手先は、元来短ぎ寄せられていたものと考えられるから、これらが後補されたのは不思議でないが、髷が何故今日のものにあらためられたのかはいささか不可解である。

天冠台のざんぐりとむしろ無雑作な彫り口、その下方の地髪の新制や、両耳をおおう螺髻に似た巻き髪の新制などが、いずれも清水寺聖観音立像に似ているのは注目される。また両肩の張りがつよく、加えて下腹のあたりをつよくしぼるモデリンダの風にも共通する特色がみとめられる。

この像のばあい、糸巾を左肩から右側の腰下に懸けて、それが幅広く右腰の側面をおおうさまをつくっているのは古風で、髷下にこの例は他にみあたらない。衣文は、元来かなり切れ味のよいつよいものであったらうとおもわれるが、総じて漆箔を更めたさいにこの切れ味を減じ、前面両膝の間に刻まれた渦文や、両膝下の裳に刻まれたいわゆる翻波の衣褶もするどさを減じている。

所在の場所 飯山市大字錦穂字蓮池 小智神社
交 通 長野鉄線木島駅

る。下地板箔押。

いずれもヒノキの厚板を用いて透彫とし、鳳凰・桐・竹文とも高肉彫。

裏面に墨書があり、竹文分は「天文拾五年八月 日」とあり、桐文分はこの裏板がヒノキ材、後補のものと替り、これに「是へ奥社



17 竹鳳凰文透彫奥社協立



16 桐鳳凰文透彫奥社協立

「協立」の墨書がある。

やや説明を加えると、銘文の示すように、小菅神社奥社の協立として用いられていたもので、ヒノキ材の厚板を用いて、桐・竹に鳳凰、および土坂や水流などを高肉彫にあらし、地板は漆箔、透彫の部分は極彩色としたもの、意匠はなかなか豪華であって、

特に竹鳳凰文の方は、二管の竹のうち一方の折れ曲った竹幹に、後方をふりかえる鳳凰をあらわした意匠は卓抜であり、放胆中によく写意を尽している。意匠といい、彫技といい、まさしく桃山期の特色の顕然たるもので、往年の奥社の結構をしのばしめる。

ちなみに現存する小菅神社の奥社本殿一棟（昭和三十九年重文指定）は四間、四間、入母屋造、妻入りのもので山

頂の岩屋におさめてその前方を懸崖^{ツギノ}造りとし、いかにも修験の本堂らしい風格を示す建物物であつて、内部には三基の宮殿（うち二基

板絵着色観音三十三身図

所在の場所 飯山市大字瑞穂字蓬池 小善神社
交 通 長野電鉄線木島駅

品質、形状等は、次のとおりである。

(1)第一面（八号） 縦六〇・二寸、横二六・五寸、杉、一材製



18 迦楼羅図



19 阿修羅図

重文)をおさめているが、その中央分のみ近世造替したものである。

像容は、輪光を負い、炎髪、面やや斜右向き、袍衣、袴を着け、両手を胸前に構えて横笛を吹奏する形、両肩に翼、左膝を曲げてその

足裏をあらわし、右足に重心を支えて立つ。

鬘髮緑青彩、両翼白

緑、衣朱、黄土彩等、

地色胡粉彩。

裏面墨書

(迦楼羅)

八

(2)第二面（十一号）

縦六〇・二寸、横二六・四寸、杉、一材製

像容は剥落がいちじるしく、あまり定かでないが、鬘髮、三

面、六臂、真手は胸前に掌を合せて印を結び、脇手中上段分

は各日輪、月輪を挿げ、条帛、裳をつけて立つ。肉身朱彩、衣に

緑青彩残る。

裏面墨書

20 迦楼羅図裏



21 阿修羅図裏



小菅三十三身

(興華) 田中 〇〇 十一

(阿修羅身) (上方左隅)

(3) 第三面(十二号) 縦六〇・三寸、横二六・五寸、杉、一材製

像容は、円光を負い、花冠を頂き、髪を両肩に垂れ、面斜右向き、広袖の袷衣に裳を着け、両手は胸前で団扇を執り、天衣を両側に垂下、荷葉座に立つ。毛描墨描、衣に緑青、胡粉等残る。右肩下



22 弁才天圖



23 不明圖

りの彩色の剥落が著しい。

裏面墨書

応永十二年卯月十二日

性俊 (興華) 十一

淨慶 明春

道弘

(4) 第四面(十三号) 縦六〇・一寸、横二六・六寸

杉、現状一枚翅(左右それぞれ別の主題のものを近世後に接合せるもの、左片横八・六寸)

右片のほぼ中央に正面する像を描く、剥落いちじるしく、像容はあまり定かでないが、広袖の袷衣の上に裂裳をかけたことくに見え、印相は不明。左片はさらに損傷してわずかに衣襟の一部を見得るのみ。右片に朱、白緑等わずかに判明する。

裏面墨書

増那見法 十三 (興華)

応永十二年

卯月十日

(以上右片)

応永十二年卯月吉日信甲

千田七郎國

(以上左片)

24 弁才天圖裏



25 不明圖裏





26 童女図

本柄二・六彦

像容は剥落してあまり定かでないが、冑をいただき、広袖、甲を着け、腹に竈竈をあらわし、腰甲に亀甲文を描く。

29 天部図裏



28 童女図裏



面やや右向きか、両手で銚の柄を握る形、緑青、朱など残る。

裏面墨書

右片に「十七」とあるほか不明。



27 天部図

(5) 第五面(十六号) 縦五九・八彦、横二六・〇彦、杉、一村製

像容は大ぶりの髷に円形輪宝珠の髪飾二箇、天冠台上正面に透台付宝珠、髪を両河に垂れ、広袖、袖付袷衣を着け、面斜右向き、左手は腹前で持物(垂篋)を執り、右手胸前、腰紐を腰下に垂らし、荷葉座に立つ。

肉身は尙精か、衣に胡粉、朱、緑青、台座に朱彩等残る。

裏面墨書

木阿弥
(異筆)
童女
十六

(6) 第六面(十七号) 縦六〇・一彦、横二七・七彦、杉、二枚期(左側期)

横九・六彦

異なった二枚を別けたもので、両片とも剥落いちじるしく、右片は天部形像の元来右片と覚しく、戟を執る右腕と天衣の一部が判然するのみ、左片は円光を負うほか像容をあきらかにしがたい。

裏面墨書

七郎三〇〇 こそすけ三十三せん〇〇(以上右片)

天大将軍身 応永十二季卯月 妙山 如意

廿一 (異筆) (以上左片)

(8)第八面(廿二号)縦六〇・一葎、横二六・四葎、杉
元来一材のもの、割れて二片となる。



32 小王身図

31 毘沙門図

30 天大将軍身図

毘沙門天立像、円光を負い、天冠台をつけ、面斜左向き、瞼目、口を閉じ、広袖、甲を着け、腹に獅鬚をあらわし、左手はあげて宝塔をささげ、右手腰脇、脊をはいて荷葉座に立つ。天冠台および宝塔箱押し、広袖に朱、ほかに朱、緑青彩の一部残る。

裏面墨書

こすけの三十三志ん

妙孝女

毗沙門

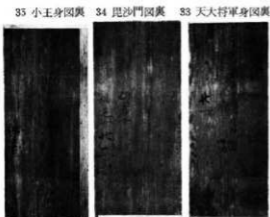
満足女

(異筆)

廿二

(9)第九面(廿三号)縦六〇・二葎、横二五・三葎、杉、二枚明
(右片横二・八葎)

像容は、円光を負い、帽をいただし、面斜右向き、袍衣を着け、両手掌を内にして胸前に構え、脊をはいて円座に立つ。彩色は剥落して胡粉地のほか定かでない。



35 小王身図裏

34 毘沙門図裏

33 天大将軍身図裏



36 宰官身図



37 婆羅門身図

二枚刷のうち右片は当初の刷木とは考えられない。
裏面墨書

こすけ三十三身

小王身
書応永十二年列月五日

(異筆)
廿三

御第十面(廿六号)縦六〇・四寸、横二六・五寸、杉、一材製

像容は、円光を

負い、老相、髻

に花飾をつけ、髻

髻、袍衣をつけ、

両手胸前に笏を構

え、香をはいて荷

葉座に立つ。

朱、白緑、借緒

等残る。

裏面墨書

こすけ三十三身

(異筆)
廿六

応永十二季列月七日 吉田 太口郎

宰官身

御第十一面(廿七号)縦六〇・三寸、横二六・一寸、杉、一材製

像容は、円光を負い、頭部から面相は剥落してほとんど不

明、広袖の衲衣を着け、両手を胸前、袖内に包んであらわさ

ず、香をはいて立つ。

彩色緑青、借緒、朱、線など残る。

裏面墨書

婆羅門身

(異筆)
廿七

明用

39 婆羅門身図裏



38 宰官身図裏



④第十一面(廿八号) 縦六〇・一葎、横二六・五葎、杉、一材
 製(中央縮留れ)

像容は、円光を負い、比丘形、袈衣に袈裟をかけ、面斜左向き、
 両手胸前、左掌内、右掌を外にし、荷葉座に立つ。

彩色、胡粉、緑青等わずかに残る。

裏面墨書



40 比丘形図



41 比丘図

応永十二季知月十二日

本橋入道

廿八

〔異筆〕

④第十二面(廿九号) 縦六〇・一葎、横二六・七葎、杉、一材

像容は、彩色がかなり剥落して明らかでないが、円光を負い、比丘形、袈衣に袈裟をかける形のように面斜左向き、右手は胸前で掌を仰いで立つ。彩色胡粉、墨のはか定かでない。

裏面墨書

比丘形

(異筆)
 廿九

④第十四面(卅) 縦六〇・一葎、横二六・四葎、杉、一材

像容は、円光を負い、面斜左向き、頭巾をいただき、袈衣に袈裟をかける形のように、両手胸前に構えて立つ。彩色剥落。

裏面墨書

42 比丘形図裏



43 比丘図裏



応永十二季知月七日 善秀



44 比丘尼身図



45 増長身図



46 比丘尼身図異



47 増長身図異

(異筆)
卅

西第十五面(卅二号) 縦六〇・一葎、横二六・三葎、杉、一材異
(中央左寄り縦割れ)

像容は、面斜左向き、髻に花飾をつけ、瞶目、口を閉じ、
広袖、甲を着け、腹獅噴、腰甲に亀甲文を描き、右手腰脇に刀
の柄を握り、左手は刃に固えて立つ。彩色胡粉、墨線等。

裏面墨書

増長

(異筆)
卅一

懸竿、越後

これらの板絵は、観音三十三身を描いたもので、法華經
第観世音菩薩普門品によると、観音の摂化は無方であつて、
宜にしたがつて、仏身、辟支仏身、声聞身、梵王身、帝釈身、
自在天身、大自在天身、天大将軍身、毗沙門身、小王身、長者身、
居士身、宰官身、婆羅門身、比丘身、比丘尼身、優婆塞身、優婆夷
身、婦女身、童男身、童女身、天身、龍身、夜叉身、乾闥婆身、阿
修羅身、迦楼羅身、緊那羅身、摩睺羅身、人身、非人身、執金剛
身、童目天女身の三十三身を示現し、度すべきものはことごとく度
脱すると説かれている。すなわち大慈、大悲の権化である観世音菩
薩の徳をあらわすものであつて、その絵画における作例はかならず
しも珍らしくはないが、このように板絵一具としたものはすくな

い。

小宮神社は、今日馬頭観音の平安末の古像も伝世していて、古くから観音信仰の地であったことが知られ、これらの板絵の伝世することに不思議はないが、果していかなる用途に用いられたものかはつまびらかにしたい。

元来一面に各一號、三十二ないし三十三面の一具があったものとおもわれるが、現存するのは十五面で、内十三、廿一、廿三号の三面は補修のさいに左右異なった残片を適宜刻きあわせて各一面とし

銅製 鰐口

所在の場所 下伊那郡阿南町字西条 早稲田神社
通 飯田線飯田駅

この鰐口は、面径二二肆、肩部の径二二六肆、肩部の厚み五・六肆、缺部の厚み六・一肆。

外区最大厚み七・六肆、内区厚み八・一肆、耳の付根幅三・五肆、同高さ二・五肆、同穴の径一・四肆、目の内法径三・二肆、唇基部の厚み〇・五肆、口の開き一・一肆、吊金具総重さ四・三五肆で、比較的小形の青銅製鰐口である。

撞座はほとんどま滅しているが、おそらく垂葉文であったよう

で、わずかにその輪郭を残している。
撞座区、内区、銘帯の三区はそれ／＼一条の隆起した圓縁で区切っている。耳は山高の四角形に近い形をなし、断面は半月形で、左右面を異にしたいわゆる片面交互式で、左は表向き、右は裏向きに

ているので、これらを分離すると計十八面分が伝世していることになる。いずれも杉の一枚板に胡粉下地、彩色を施したもので、彩色は多く剥落して墨描の下絵をあらわしたものが多く、中で比較的保存のよいものでみると、描線はのびやかで手なれており、室町初期の仏画としてみるべきものを示している。作者をあきらかにしないのは残念であるが、裏面の墨書により応永十二年卯月の制作と知られるのは貴重である。県下にはこの種板絵の遺例は少なく、おそらくその現存最古の遺例であろう。

なっている。

目は凹形で、その突起は低く、それに連なる唇の突出また少く、その断面は半月形をなし、古様に形制されている。

製作年代は、表面の銘帯に、上部中央から右方へ「岩手寺八王子

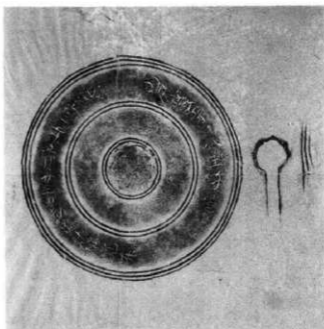


48 銅製鰐口（側面）

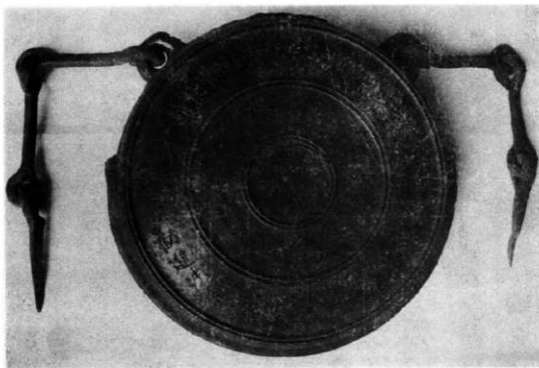
「宮」左方へ「正応三年五月廿三日勸進法橋覺舜」と陰刻してあつて、鎌倉時代中期の作と考えられ、その形制またこれに相応じている。

寄進者である覚舜のことと、岩室寺八王子宮については、その伝を失い全く不明である。寄進後八王子宮にかけつるさされていたようで、両耳には鎖および曲り釘がそのまま付属している。

罽口は南北朝時代から室町時代初期にかけて在銘のものは県内に多く所在するが、この罽口のように古いものは、大町市木舟の安貞の銘記ある鉄製罽口以外に今のところ見出せない。



49 銅製罽口拓影



50 銅製罽口 (正面)

銅製雲板

所在の場所 上伊那郡中川村大字片桐字中村 実際寺
交 通 飯田線飯島駅

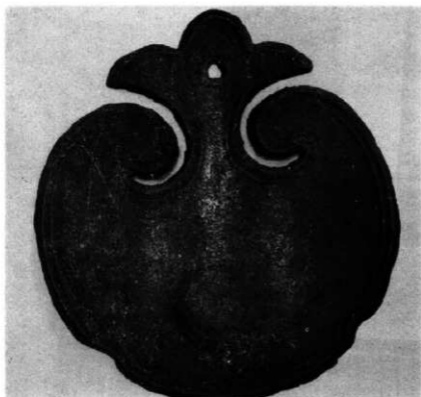
この雲板は、青銅製で、頂から裾までの総長四〇・五寸、頂部の幅二一・八寸、腰幅三六・五寸（外縁を含めると三七・五寸）、身の厚み〇・四五寸、縁の厚み〇・八五寸、吊手穴の径一・三寸、撞座の径八・八寸、撞座の高さ〇・五六寸の片面式雲板である。頭部は頂まわく、左右のくびれによって三孤をなし、いわゆる二重鶏頭状を呈している。

腰部は下方左右に小さいくびれがあって、両側と裾で三孤をなし、縁は子持縁で、主縁は漸鈍縁でゆるやかに傾斜し、内方の子縁は幅狭く、両縁の接する部分は凹形となっている。

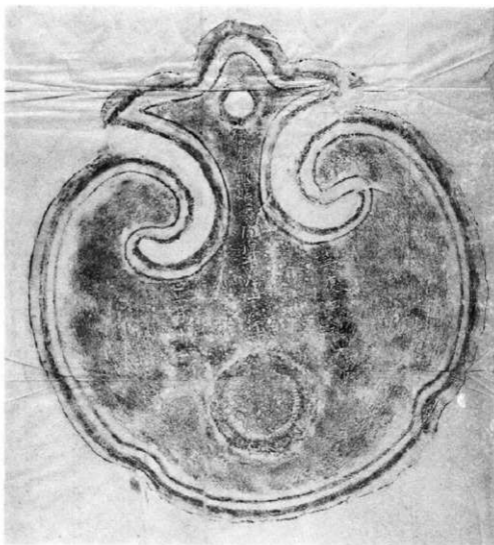
吊手穴は一箇で、中心軸の中央鶏頭下にあつて、現在不正円形となっているが、これは吊金による減の結果で、元は正円形であつたと考えられる。その周囲に縁とりはあるが、素文である。

撞座は身の下半部の裾近くにあつて、陽刻蓮華文を鑄出してあつたが、周の振形および蓮弁がわずか残っているのはほとんど減している。

制作年代は、吊手穴下と撞座の間に縦書で、次の如く三行に陰刻してある。



51 銅製雲板



52 雲板拓影

嘉慶二記皮版
信州伊那縣實際禪寺住山至鈍寛之

正月十一日

嘉慶二年は北朝年号で、南朝年号、元中五年（西紀一三八八年）に当たる。

この時實際寺住持至鈍が新調し、これを同寺の什器（モノ）としたことが判明する。

至鈍は大徹（オホトケ）といひ、康安元年（西紀一三二六年）三十五歳で同郡飯島の臨照山西岸寺六世の住持になつて、同寺を再興し、のち応安六年同寺は幕府から諸山の列に加えられ、至鈍また同寺の規式を定めて後住の規範としている。

伝うるところによれば永和二年八月五日寂滅したというが、この雲板によれば、嘉慶二年には存命であつたようである、おそらく永和二年規式を定めて、實際寺に隠居したのであらう。

それはとにかくとして、この雲板は形制上から銘記の年代と合致しており貴重なものであり、県内在銘雲板中最も古いものとして珍重すべきであらう。

太 刀

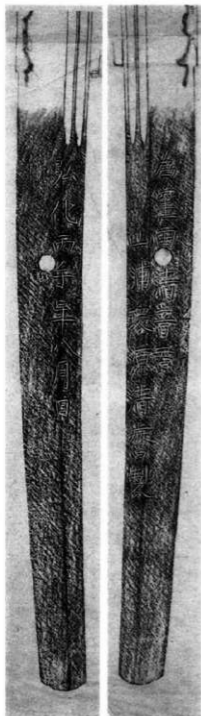
所在の場所 松本市大字眞摩字錦町 江原正一郎氏蔵
交 通 篠ノ井線松本駅

銘 為窪田清音君山浦理源清磨製弘化丙午年八月日

刃長八〇寸、反り一・九寸。地鉄は、板目の鍛えがよくねれ、少し流れ心であり、強くさえている。刃文は、互の目乱れに荒い沸がつき、金筋砂流しがかかり、明るくさえている。鍋地に二筋樋がかきながしてある。鋳造庵棟、錠子延びて乱れ込む。茎は生ぶ、鍔目大筋違、先栗尻、目釘穴一箇。

山浦清磨が窪田清音のために作ったもので弘化三年（一八四六）

八月の作。窪田は、江戸幕府の講武所の頭取で、物心両面からの恩人であった。清磨は、このとき正行から清磨と改名しているが、改名後の第一作である。



54 太刀拓影（裏）

53 太刀拓影（表）

この太刀は身軀が広く、切先がのび、鎌倉末期の相州伝をねらったいかにも清磨らしい姿である。地鉄は、兄真雄よりまた一段とさえて、強く美しい。刃文は、志津三郎兼氏をほうふつさせる作である。

山浦清磨は、真雄の弟、兄より九歳遅れ、文化十年（一八一三）三月に生まれている。十七、八歳のころから、兄の手ほどきを受けている。

天保十年（一八三九）江戸へ出て、幕府講武所頭取窪田清音のひ護を受け、四谷伊賀町に鍛刀場をひらき作刀した。当時人呼んで四谷正宗といわれたほどである。

銘は、初期の文政の末ころから天保十年（一八三九）ころまで一貫斎秀寿、山浦内蔵正行、または秀寿、天保十年から弘化三年（一八四〇）八月まで山浦正行、源正行、弘化三年八月から嘉永七年（一八五四）まで山浦環源清麿、源清麿ときっている。初期のものを除いて、一貫した作風を持っており、長曾根虎徹とならび新刀鍛冶の双へきである。

清麿は、兄真雄と異なり、いずれも藩にも仕えず、生来のなにも

太 刀

所在の場所 上田市大字上田 河合平輔氏藏
交 通 信越線 上田駅

銘 弘化四年丁未春二月上完応河國上田藩河合直義君之需信濃國小諸住山浦壽昌作之

長さ九七・五寸、反り二寸。身幅が広く、重も厚く、長大なものである。地鉄は、小板目、鍛よくつみ強い。刃文は、沸ついた互の目乱れて、この大ぶりの太刀を地刃とともに一点のゆるみなく鍛上げた心枝に感嘆のはかない。

中心に銘文があつて、それによれば弘化四年（一八四七）二月下旬の作。上田藩の剣道指南河合五郎太夫直義の注文によって打つたものである。

作者は山浦真雄。長く豪壮な太刀を一点の破たんもなく仕上げた手腕はみごとであり、真雄初期の代表作である。

山浦真雄は、文化元年（一八〇四）八月、今の小県郡東部町大字

のにもとらわれぬ自由奔放さたくましい気迫をもって、自分の作風を作りあげた。しかし、四十二歳の若さで自刃したのは、まことに惜しむべきである。

現在も清麿の愛好家は全国におり、かれの命日十二月十四日は、東京では四谷の崇福寺に、東部町滋野には地方の者が集まって法要を行なっている。

滋野字赤岩の郷土山浦信友の長男として生まれた。

はじめ、上田藩のおかえ刀工川村寿隆に鍛刀の術を学んだが、のち、天保十一年（一八四〇）から弘化四年（一八四七）まで小諸藩、嘉永元年（一八四八）から阿六年（一八五三）まで上田藩、同年から慶応四年（一八六八）まで松代藩で、それぞれ藩工として作刀した。明治三年（一八七〇）ころ子の兼虎に家督を譲り、上田あるいは滋野で自適の生活をし、明治七年七十一歳で卒している。

真雄の作品は、上記の各藩時代ならびに晩年の作との四期に分けられる。

小諸藩時代には、太刀の作品が多く、長寸で腰に踏張りがあり、先の幅が落ち、切先は猪首状である。地鉄は小板目のつまった強い鍛えであり、刃文は互の目に丁字交り小沸でできるものである。銘は

天然子寿呂、信濃国寿呂ときり、表銘は楮書、裏銘は草書である。

上田時代は、長巻・太刀・脇差・短刀など多くの種類のものを作っているが、脇差・短刀に傑作がのこされている。身幅が広く、がっしりしたものが多く、造り込みも裏溝造のようなものが多く、地鉄小板目のつまった、つよい地鉄で、地沸がつき湯走(刃文から地鉄方へうすい焼のようなもの)や粗い地沸が交わり、刃文は焼幅が広く大互の目乱れで匂足が入り、刃中には山浦派のみどころとされている砂流し、金筋が入り、美しい匂につままれていて円熟期にあり、傑作が多い。特に上田打の脇差・短刀には複雑な喰違いの二筋横や棒樋に添樋が多くある。上田での製作は五年間であるが四通りの銘をきつてある。すなわち正雄、源正雄、山浦昇正雄、山浦昇源正雄等表裏とも楮書のものが多い。

松代藩時代は、約十五年間作刀しており、遺品も多く、時勢の要望で碓刀・長巻・太刀等長大なものが多い。地鉄は小板目のつんだ鍛えて刃文は間なのびた互の目乱れのできのものが多い。中には備前風の匂口の深い丸味のある互の目乱れもあり、多くは粗目の沸がつき、砂流し、金筋がみられる。銘文は松代士真雄、信州住真雄、

山浦真雄、遊射軒真雄、遊雲斎真雄と軒号や齋号を添えたものがあるが表裏とも草書体である。文久四年(一八六四)は選懸に当たり、翌年から六十二歳と年齢を書き加えるようになった。いわゆる晩年で、銘文も寿長と改め、平作り細身の短刀を多く作っている。

山浦家はだいたい甲州の武田につながる名家の出であった。江戸時代のはじめからは、小諸藩に属し、代々赤岩地区の名主をつとめていた。

真雄は、十六歳の時、天領(津津村)と小諸藩との境界争いの訴訟のため、父の代理として活躍したといわれ、その人となりも立派であったという。正雄、真雄という名のりにも、かれの人格がうかがわれる。

かれの作風も、幕末水戸藩につき、いずれの藩にもみられぬ過酷な新身試しを行なった松代藩の要望にこたえ、四方詰め、木三枚という非常にむつかしい手法をもって、なにものにもくじけぬ強しんで美しさを表わしている。

また、江戸末期を飾る名工弟清麿の指導者として、他のすぐれた門人を育てたという点でも立派な人である。



55 太刀拓影

56 太刀拓影(表)



57 太刀拓影(裏)



太 刀

所在の場所 埴科郡坂城町大字坂城字大門町 富山節氏藏
交 通 信越線坂城駅下車

銘 信濃國壽昌 於小諸藩弘化二年二月作之

刃長八〇寸、反り一・九寸。地鉄は、小板目つみ。刃文さかがか
った互の目に、丁字の交った乱れ刃に小沸がつき金筋が入り景色を
添えている。

銘文によれば、山浦真雄が小諸藩において弘化二年(一八四五)

二月に鍛えたもの。

身幅はやや細目の太刀であり、反りが深く、元の踏張りが強く、
鎌倉時代中期のもの姿をしている。真雄初期の傑作である。

長野県史跡



58 御代田一里塚説明板・開さく

諏訪大社上社前宮神殿跡

高遠城跡

松代(海津城)跡

中野県庁(中野陣屋)跡

御影陣屋跡

井上氏城跡

諏訪大社上社前宮神殿跡

諏訪大社上社前宮神殿跡は、小町屋から南へ少し登った小段丘の上にある。ここは周囲をめぐる細道（古くは巡幸道）と小川によって画された一郭の平地で、後々まで神原といわれたところである。

神原（こうばら）は、諏訪大社上社の大祝神有員が、神勅に基づいて、はじめて同社大祝の職位について以来、文明十五年正月まで、大祝代々の居館のあったところで、大祝の即位式およびこれに伴う儀式をはじめとして、正月一日の手入神事、元旦神拝、神使御頭の差定、三日の御室神事、七草粥神事、筒粥神事、十七日の歩射神事、二月晦日の荒玉神事およびこれにつづく精進始め、三月初午の外県御立神事、一の祭りである三月末日の所末神事、三月酉の大御立座神事（神使の巡幸立座）、同月戌刻の神原人屋神事、三月五日の前宮神事（外県・内縣神使参座の儀式）、三月卯日射礼（直会の儀式）三日辰日

59 諏訪大社上社前宮内御玉社



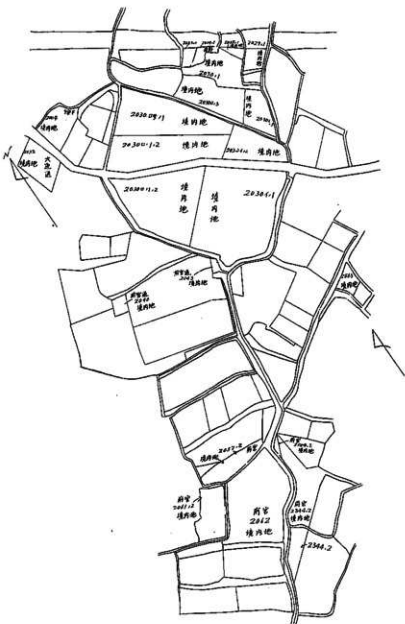
60 諏訪大社上社前宮五十間廊



所在の場所 茅野市大字宮川
交 通 信越線茅野駅

の禰宜送り神事、同月午日の禰並神事（氏人等の繁昌祈請）四月九日の禰並神事、同日の前宮神事、六月晦日の神原神事、七月廿六日から三十日まで御射山で行なう御射山御狩神事には神原神殿の仮殿を

同所に建てて神事を行ない、十月の神事御立座神事、十二月二十一日の一の祭りである所末戸神事（神体を御室内に奉安して越年する儀）同月二十八日の饗並神事終了後左口神を御室社に納める儀、大晦日の御室ならびに葛井神事（御手幣を納める儀、即ち神の御室入りの儀）等々、諏訪大社上社の古神事はほとんど神原において行なわれてき



た。

古来諏訪大社上社においては、諏訪神に蘇^たなし、祝（大祝を指し、諏訪神の子孫の正嫡宮男をもって大祝とした。）をもって、蘇となすとの神勅によって、大祝をもって現人神とし、神蘇である大祝の居館を神殿（こうどの）と称し、神社の本殿を宮殿といい、両者を区別

61 諏訪大社上社前宮神殿跡指定地域図

した。

のちに至つて、大祝居館を郭外において、これを高神殿と称し、大祝常住の居館とし、神殿の神聖をはかったが、文明十五年（西紀一四八三年）正月、大祝藤満が諏訪総領の政満・宮若九父子等を神殿に招致して殺害したため、このけがれを忌み、以後神殿を掃地とし、神殿を他に移したが、祭儀は依然この神原を中心に行なつた。

この事は、いわゆる上代の祭政一致の姿を残していたものと考えられている。

この神原は、東方の御門屋から入るを正路とし、五十間（八五五メートル）に四十間（七二四メートル）のほぼ長方形の郭内には神殿・内御玉殿・神殿神原廊などがあった。内御玉殿は、古くは大祝職位式につづいてこれをまつる例で、また三月巳の日殿内奉安の神宝

高遠城跡

高遠城は、藤沢川・三峯川にはさまれた台地上にある平山城で、大手門に至る急坂道路沿は旧藩時代武家屋敷のあった所である。

坂道を登り切つた右側に高い石垣が残っているが、これは大手門のあった辨形の一部である。これから内が三の丸で、三の丸は高遠高等学校の敷地を含めて東方に長く続き、東端に今日はないが獅手の石畳積み辨形（内方に櫓門、外向きに冠木門）があって、武家屋敷に通じていた。藩学進徳館はこの三の丸中央辺にあつて、今もその

を拜する等、神居をもつて取り扱われたものである。現在郭内の南端にある内御玉社がそれである。

内御玉社の奥に道路をへだてて御室社があり、神原郭外の西北方に政所社・子安社、西方に大祝職位式を行なつた鶏冠社（櫓宮・楓宮ともいふ）東方に拍手社、神原の北方下段の池端に講上社、また東北方の離れた田んぼの中に荒玉社があつて、何れも小さな木造あるいは石造の祠であるが、古くからの位置に存置している。神原から参道をわずか登ると妻入四脚門が立ち、その奥に流れ造り四角三面の社殿がある。これが諏訪大社上社の前宮である。

これら前宮・神原を包含する一帯は、諏訪大社上社に関する中世の史料をほうふつさせるに充分な遺跡で、諏訪大社の特異な信仰遺跡として、また諏訪大社の古い姿を解明するに重要な史跡である。

所在の場所 上伊那郡高遠町大字東高遠
交 通 飯田線伊那駅

規模を残している。

一の丸は三の丸の内方にあつて、両者の間に濠がある。三の丸から二の丸に入るにはこの濠にかかった橋を渡つたが、今は濠の一部を埋め立てて石垣積み道路に改められている。

二の丸の入口には石畳で囲んだ辨形があつて、濠端には冠木門、奥に櫓門があつたが、今は冠木門の礎石を存しているのみである。二の丸は本丸の東・北・西をめぐつて位置し、両者は深い幅広い

濠に依って仕切られていて、本丸と二の丸の濠に架された木橋で通じていた。現在の木橋は後のものである。

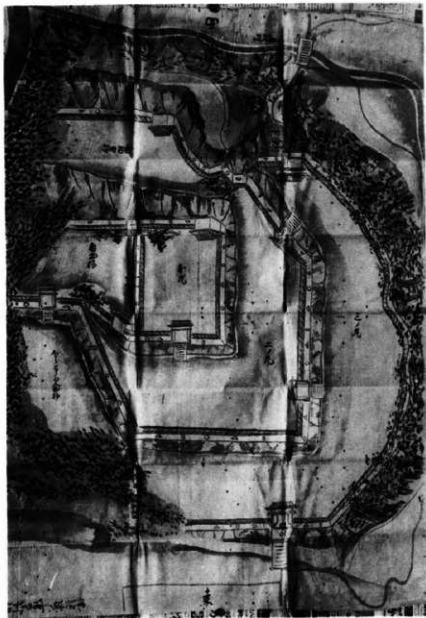
本丸の入口は、濠端に冠木門、その奥に櫓門をもった櫓形があつて櫓形から左右へ石畳が延びていたが、今は櫓形の一部と石畳の跡が残るばかりである。現在冠木門の位置にある櫓門は、高遠町内にあつた間屋門を移建したものである。

本丸には西北隅に櫓二棟、南東・西南の西

隅に各一種ずつの櫓があり、これ等櫓の間をつないで塀があつたが、今はその一つも残っていない。現在西南隅にある高い鼓櫓は、もと三の丸獨手にあつたものを移建したもので、旧高遠城内の建造物中残存しているものの唯一の建造物である。

本丸の西南一段下の一郭は笹曲輪と称した郭の跡で、本丸と濠を

62 高遠城細張り



隔てた南方の一郭は南曲輪の跡で、その南には法幢院曲輪の跡が残っている。笹曲輪には二の丸と通ずる所と本丸と通ずる所にそれぞれ櫓門があり、南曲輪には二の丸と通ずる東北隅に櫓門があつて、法幢院曲輪には東方の馬場と通ずる所にやはり櫓門があつて、一名馬場先門とも称したが、今は何も遺構を残していない。



63 高遠城跡指定地域図

高遠城は、天文年間諏訪頼継が居を構えたが武田信玄のため攻め破られ、ついで同十六年信玄がこれを取り立てて築城したものである。弘治二年信玄はその将秋山信友を城将としてこの地方を鎮めさせ永禄十一年(西紀一五六八)子勝頼を城主とし、天正九年五郎盛信(仁科氏をつぐ)を城主としたが、これは武田氏にとってこの高遠城が重要な存在であった

ためであらう。

天正十年二月、織田信長は武田勝頼を新府城に攻めるに先立って、同信忠に命じ高遠城を攻略しようとし、盛信またよく織田の大軍と大いに戦ったが破れ、盛信以下将士はここで壮烈な戦死を遂げたことは人のよく知るところである。

武田氏の滅亡後、伊那郡を鎮定した徳川家康は、保科正直に同城を与えたが、天正十八年正直は家康に従って下総多古に移り、代った毛利秀頼、ついで京極高知は飯田城にあって城代をおいてこの地方を領知させた。慶長六年、保科正直の子正光同城に帰り住したが、正之の時金津に移り、寛永十三年鳥居忠春が城主になったが、元禄二年鳥居氏は改易となった。元禄四年内藤清長が城主となって以後は、その子孫が代々城主をつぎ、明治維新に至った。

高遠城跡は、三の丸および二の丸につづく補助曲輪を除く大部分が残存していて、城跡の規模を知ることのできるえがたい遺跡である。

松代城（海津城）跡

所在の場所 長野市松代町松代
通 信越線尾代駅―長野電鉄松代駅

松代城は、松代町西北方にある平城である。この城は永禄の初年、武田信玄が北信濃経略の最先端の策源地としてこの地を相し、はじめて築城し、同三年（西紀一五六〇年）ころ完成したものである。

信玄は永禄四年九月十日の有名な川中島合戦に先き立って、諸将

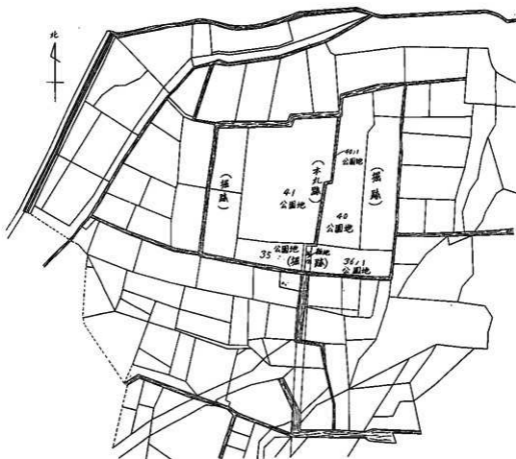
とこの城に会し作戦をこらしたのをはじめとして、北信濃出陣に際して常に陣城とし、その子勝頼もしばしばここを陣城としている。

当時この城を海津城と称し、守将高坂昌信が守り、天正六年昌信の死後は春日虎洞が代って守り、天正十年（西紀一五八二年）武田



64 松代城跡本丸正面の枡形石塁

氏の滅亡まで在城した。同年四月織田信長はその将森長可に与えて北信濃を鎮めさせたが、同年六月信長の死後、越後の上杉景勝ここを手に入れ、村上景園・上條宜順・須田満親等を順次城将としてここに居らせ、北信の経営に当たられた。慶長三年（西紀一五九八年）景勝が会津に移ってから田丸直昌、同五年から森忠政、同八年から松平忠輝、元和二年松平忠昌、同四年から酒井忠勝が城主になり、直昌の四万石領知を最小高に、忠輝の十四万石領知を最大高にこの地を支配したが、元和八年（西紀一六二二年）真田信之が上田城から移って城主となつてからは、水内・高井・更級・埴科で十萬石の地を領知し、その子孫相次いで城主となつた。同十代辛民の時明治維新になり、城は同四年兵部省の所管に属したが、翌々六年十月、建造物等ことごとく焼失し、石塁も本丸を残して取りこわされた。武田氏が築城した当初の城の規模については詳細を欠くが、慶長の初年森忠政が城主であつた時（一説に田丸直昌の時と



65 松代城跡指定地域図

いう。それまで芝土居であった本丸の土塁を石垣に改め、二の丸、三の丸を拡張修理したと伝えられているほか、城修築についての記録もないから、その規模は当初とはなほだしい変更はなかったようである。

泉史跡に指定した本丸跡は、石塁の内法四十間(七・二・四メートル)四方の方形で、四辺には高さ二間(三・七メートル)馬踏一間(一・八メートル)の石塁を回らしている。享保一年ころの古図や明治五年廃城当時の古図によると、南方中央入口には辨形を設け、細端に櫓門を、奥に單層櫓門があったが、今は辨形の一部と櫓門の礎石を存しているのみである。

また東北隅にも大辨形を設け、内方に櫓門、出口に冠木門があったが、これもくずし去って一部を残すばかりである。

このほか本丸内には、東方南寄りに二の丸へ通ずる櫓門と、石塁上東南隅と西南隅にそれぞれ二層の隅櫓があった。

御代田一里塚

信越線御代田駅の東踏切より県道佐久軽井沢線(旧中山道)を北へ二〇〇呎、右手畑中に東西に並び頂に桜の古木のある二基の高塚が見える。これが中山道の御代田一里塚で、現在は両塚の間には古道と思われるものは認めがたい。

東塚は中山道より谷地沢川を隔てて九呎の地点に存し、塚の周囲

本丸内には城主の殿舎があったが、明和二年、それまで園地であった三の丸西の花の丸に殿舎を移し、以後城主の居所とするようになった。

二の丸は、本丸外の畑を隔てて、本丸の南および東西の三方に四字形をなして、その外方に南・東・西に辨形と付属の櫓門があつて、さらに東・南二方の辨形の外に丸馬出しを設け、南方馬出しのそと側に三の丸と花の丸の廓を構え、大手門は三の丸東方に大辨形と大御門と称する平櫓門を置いて、城内への正面入口としていた。

武田氏の築城と伝うるものは泉内に数多いが、松代城はその中でも代表的なものといわれている。明治初年の廃城とともに二の丸以下は取りこわされてしまったが、本丸は幸い残ることができ、他の廓以下もその規模を大略うかがうことのできるほどに形跡を留めている。

所在地 北佐久郡御代田町字一里塚
交通 信越線御代田駅

四〇呎、高さ四・五呎(東塚側にて)、頂面の直径四・五呎、塚の全面は藪と芝におおわれて、桜が二本(高〇・九メートル(四呎))植えられている。西塚は東塚より一七呎西北に離れてあり、周囲四〇呎、高さ五呎(東塚側にて)、頂面の直径五・六呎表面は藪と芝に包まれ、頂上に三本の桜(高〇・九メートル(三呎)一本より六〇センチメートル(二呎)、三呎あり)がある。桜は両塚

ともに改植されたものである。両塚とも一見中山道とは全く関係ない位置に、旧街道の歴史を秘めてほぼ原状の姿を残している。

中山道の開通は当地方の伝承では、文祿以降とも天正初年ともい、一里塚の設けられたのは、慶長八年のこととするが何れも信をおきたい。幕府が中山道に宿駅制をしたのは慶長七八年ころであり、一里塚の築造は慶長九年（一六〇四）二月以後のことである。

徳川家康の命によって、同秀忠が永井白元・本多光重等を一里塚奉行に任命して中山道筋の幕府領・私領を問わず人足を徴発して街道を修理し、日本橋を基点として一里約四キロメートルごとに道の両側に一里塚を築かせ、塚の頂には燈籠などを植えて道程標となし旅情を慰め、交通の便益をはかった。その道幅は五間九・九メートル、塚は五間平方を基準と定められたが、この地方では取りあえず従来の道路をつなぎ合せて街道にあて次第に手を加えたようである。その後幕藩体制が整って諸大名の江戸参観がしげくなる寛永十二年（一六三五）以後、中山道も根本的に改修する必要に迫られた。この際の大改修によってこ

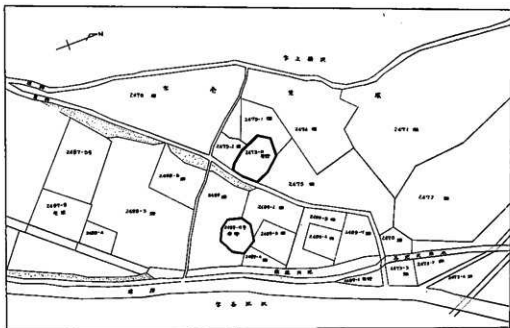
66 御代田一里塚西塚



67 御代田一里塚東塚



の一里塚も中山道の西側に置き去りになったものと思われる。中山道はここから小田井宿を経て鶴籠沢端一里塚東郷西塚とも呼ばれ、久野新田にあるに至り、岩村田荒宿・八日市場を経て、平塚一里塚を過ぎ、塩名田宿より御馬寄一里塚・芦田村一里塚に通じていた。幕府では街道の改修ごとに一里塚の位置を移さず、従来塚を利用する方針だったので、この御代田一里塚は却って安泰にその遺構を今日に伝えたもの



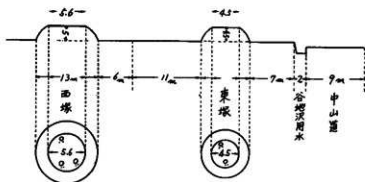
68 御代田一里塚指定地域図

である。なお、追分宿の東端には追分一里塚（北朝と、北朝A里塚）が街道をはさんで南北に相對し、さらに追分宿において中山道と分かれた北国街道にも、馬瀬口宿近く、今は街道より離れて馬瀬口一里塚（南朝・北朝ともに北朝A里塚）が存し、小諸唐松一里塚に通じていた。

御代田一里塚は、浅間山ろくを通る中山道と北国街道の二条の道に設けられた一里塚中で東塚・西塚ともに完全な遺構をもつ代表的な存在である。

西塚は畑中に位置し、今日も旧中山道を行く人々の心をとらえ、中山道交通史上重要な史跡である。所有者は御代田町であるが、今後さらにこの塚の環境を整備し、現存の形態を長く保存され、もって本県における一里塚の模式的遺構をもつ史跡としての面目を失わぬよう要望する。

なお、関係文献には、当代記三、家忠日記増補十八、朝野旧聞叢書五百七

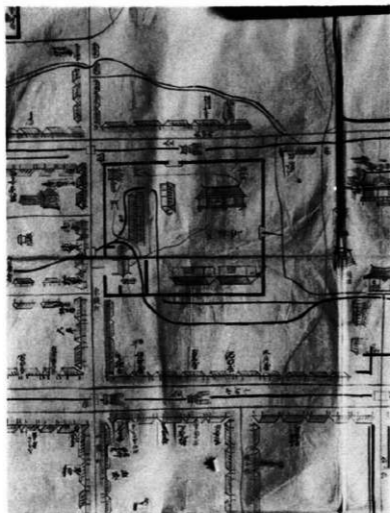


69 御代田一里塚断面図

寛政重修諸家譜^{水舟・本}・四郡譚叢・住還日記・北佐久郡志・御代田一

中野県庁（中野陣屋）跡

この史跡は、明治初年伊那県中野出張所に続いて中野県庁が設置され、江戸時代には南信濃の飯島陣屋と並んで北信濃における幕府



70 文政ころの中野陣屋

里塚^{長野県中野市飯島町}・天然記念物^{中野市飯島町}等がある。

所在地 中野市大字中野字旧庁・東町下・中町下
交通 長野電鉄線信州中野駅

領を支配した有力な陣屋のあった所である。地域は、中野市の市街部、中町より東町にわたり、陣屋当時は、東西八六・四町、南北六四・八町、総坪五八〇であったが、中野県当時官舎の建て増しに迫られ、地元寄附によって、南門外に東西七二町、南北二七町、総坪二〇〇が拡張された。

中野県庁の主要建物は陣屋当時のものを使用した^が、明治三年（一八七〇）十二月の騒動で焼失した。そのため隣接の法運寺を仮県庁とし、本庁の復興を進めようとしたが、同四年七月本庁は長野町に移され、敷地は払下げになった。

遺跡の主要部は中野町の所有となり、ここに研習学校^{中野市立}が創建され、その後、町田長左衛門氏がこの建物を譲り受けて今日に至っている。陣屋小路に面した部分は民間に払下げられ、その他の部分の畑地にも逐次に工作物が建てられて

現状のようになった。この広い史跡の中で当時の遺構を伝えるものには、長さ七二呎、高さ一・八呎、内外の石垣と、「陳屋の井戸」と称する切石でたまたまれた深さ一二・六呎に及ぶ井戸と、陳屋時代から鎮守となっていた「陳屋稲荷社」跡（北田原町、北田原氏の遺跡）とがある。かつて陳屋ならびに旧県庁舎のあった地点には、現在中野市中央公民館と柳南閣（町田原町）があるが、ここには当時の遺構を認め得ない。

次にこの史跡の沿革の概要を述べることにしよう。江戸幕府の成立後、松平忠輝が松城（郡料）に封ぜられたころ、高井郡には、忠輝領のほかにも堀・小笠原両氏の所領と中野および井上地方に幕府領があった。忠輝の改易後、元和四年（二六一八）四月、中野附近の幕府領が旗本河野氏の所領となり、翌五年七月、福島正則の高井野（上藤井郡、高山村）配流により、その他は大方福島領となった。しかし寛永元年（二六二四）七月、正則の死後ふたたび幕府領に繰り込まれ、陣屋は西条市（中野）と金井（同上）に置かれた。その後、慶安三年（二六

71 飯屋跡となった法蓮寺



72 中野県庁跡に建てられた中野市中央公民館（真側）



五〇）河野氏が中野領を離れることになり、その所領は幕府領となつたので、西条・金井等の陣屋は河野氏の屋敷跡に移され、いよいよここが高井郡の幕府領の中心となり、代官天羽景慶（上野、鹿門）の治めることになった。この時よりこの陣屋には多少の変遷はあったが、だいたい高井・水内両郡の幕府領を管轄して幕末には支配高六万余石、百三十九村におよんでいた。

明治維新、信濃の幕府領は名古屋藩の取締りを経て、明治元年（一八六〇）八月、伊那県が設けられ、県庁は上伊那郡飯島村旧陣屋跡に置かれた。その管下は、信濃・三河にわたり出張所（分局）は中野・中之条・御影・塩尻・足助の五カ所に置かれ、創業の県政所務はいちじるしく渋滞をきたした。ここにおいて本県は、政府に二県分割統治の意見書を提出してその準備を進め、明治三年九月、ついに中野県分置が布告された。よって中野県は北信濃の御影・中之条出張所をあわせて管轄することになり、官員も権知事以下二十六名と定められ、東京出張所も設け、追分・和田両宿に駅逓官員を駐在させ、総高十五万余石を支配することになった。ところが創設に際して尽力した山下黙存（大参事）は中之条出張所廃止問題で失脚し、伊那県の高石知道（大参事）が代って中野県大参事に任命され、後任には永山盛輝が起用された。しかし中野県においては、政府や各藩で濫造した錢札に加えて賈造の錢札なども流布し、打続く凶作も手伝って民心は動揺し、同年十二月、ついに騒動となり、県庁は灰燼に帰し、焼失家屋五百戸、罹災者二千におよぶ大惨事となった。政府は直ちに近藩の協力をもとめて暴徒を鎮圧し、権知事に林友幸（大参事）を任命し、法蓮寺を仮県庁として事件を収拾せ

73 中野縣庁（中野陣屋）跡石垣



74 標識

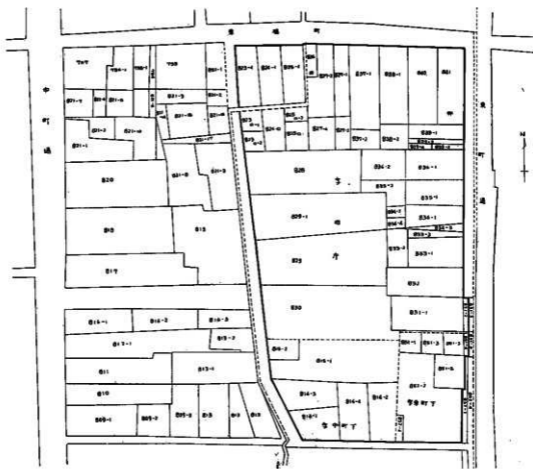


75 旧編向社のあったところ



しめ、ついで立木兼善（大参事）をその後任に任命した。立木権知事は着任以来、中野県の復興とかねて懸案であった長野取締所設置のことで政府に折衝中、長野移庁の意向に傾き、政府は地元民の意表を突いて突如同四年六月、中野県を廃して長野県の設置を布告した。こうした波瀾にとんだ中野県の治政は、わずか十ヶ月で終末をつけ、同年七月七日、立木権知事以下官員一同長野町に移り、ここに新興長野県の開庁式があげられたのである。

この史跡は、伊那県庁（飯島陣屋）跡と相ならんで南北信濃にお



76 中野県庁（中野陣屋）跡指定地域図

ける、江戸幕府領と明治維新の政庁のあった重要な史跡である。しかし騒動の災禍やその後の変遷で、現在のこる遺構としては石垣と井戸、旧稻荷社跡にすぎないが、その環境をととのえて特に保存の道を識ぜられたものである。

以上中野県庁（中野陣屋）跡の関係資料として、寛政重修諸家譜・中野県史料・綿貫家御用留・山岸家御用留・安藤日記・当御陣中絵図面、慶応元年三月十四日・飯島村誌等がある。なお、金井喜久一郎論考「中野県創建の当時」〔中野県下騒擾前の世相〕二ノ一〇・「中野県下の騒擾」二ノ四四・「中野県から長野県へ」三ノ五がある。

御影陣屋跡

所在の場所 小諸市大字御影新田字屋敷
交通 信越線平原駅

御影陣屋は、御影新田の村落東寄りにある。御影新田を東西に通ずる道路端に古めかしい高札場があって、これと道路を隔てた北に石造りの鳥居とその奥に南面した社殿がある。ここが御影陣屋のあったところで、高札場も陣屋所在当時からのもので、もとは木柵をめぐらしてあったが、今は取り払われている。

当時の陣屋の規模は、高札場のある通路化に櫓形を設け、幅二間半(四・五三メートル)の門道を二一間(三・八メートル)行った所に奥行二間(三・六六メートル)・梁間二間(四・五三メートル)半の瓦葺四脚門があって、門に続いてその西脇に南北三間、東西二間半の控番所があった。その西北に、南に塙をめぐらした三十六坪の役人宅母屋と大小屋二棟があって、この役人宅の北に八十坪ほどの役所が建ち、この建物を開んで、西側に南北の長さ三十五間(六三・三メートル)東側に南北の長さ四十七間(七五・七メートル)、北側は東西十七間(二〇・八メートル)の塙があった。

役所の北には塙との間に広い空地(園地か)があって、ここに一間(一・八一メートル)・一間半(二・七二メートル)の稻荷社がまつ

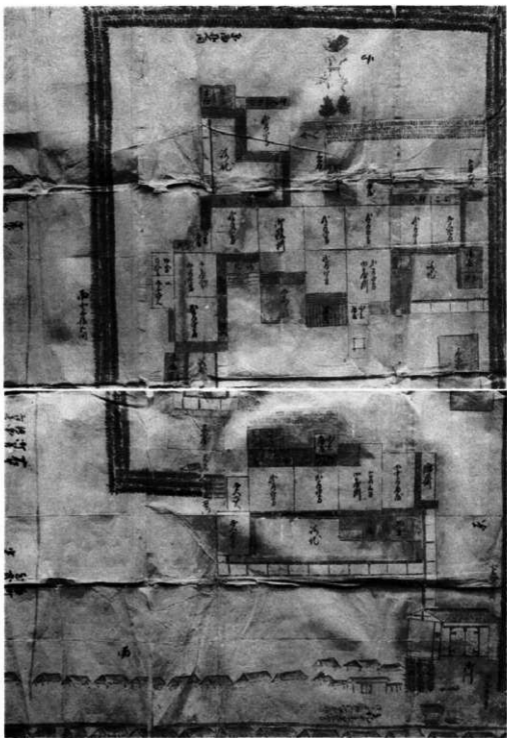
77 御影陣屋正面四脚門棟札



られていて、裏門は東側塙の中央辺にあった。御影陣屋は、元禄十二年(西紀一六九九年)御影新田柏木小右衛門の屋敷内にはじめて陣屋を構え、伊那飯島陣屋・埴科坂木陣屋の兼任代官高谷太兵衛が代官所としたのにはじまり、管轄村は時によって変動はあったが、九十箇村三万石に及んだこともあった。

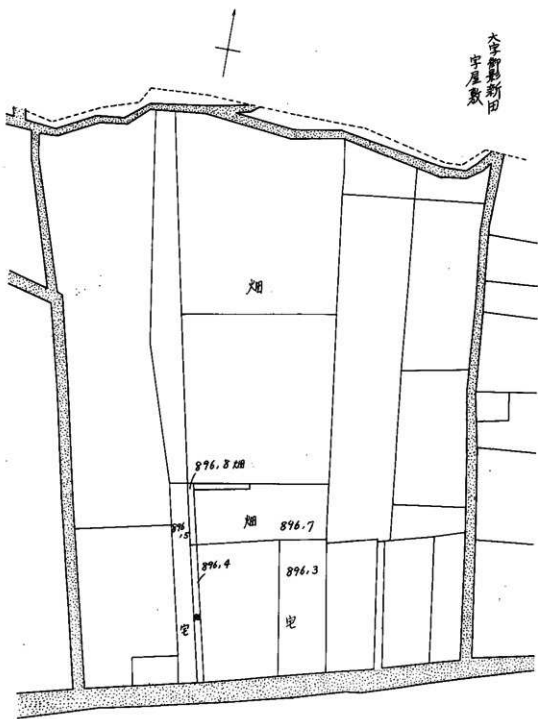
御影陣屋が幕府代官所として職務を行なったのは、元禄十二年から享保四年までの二十一年間、ただし嘉永四年表門再建の時の棟札には享保七年までとある。次いで寛延二年(西紀一七四九年)から安永六年までの二十九年間、(この間は坂木陣屋代官業務)つづいて安永七年間から文政七年まで四十七年間、九人の代官が専任代官として所管し、文政八年から慶応四年までの四十四年間十四人の代官が、埴科郡中之冬陣屋において御影代官所の所管を兼ねた。

したがって、一期二十一年、二期通算百二十年、合せて百四十一



78 御影陣屋圖（寛政3年）

大字御影新田
宇屋敷



79 御影陣屋跡指定地域図

年の間、幕府代官がここを陣屋として民政を行なった。

陣屋当時の建物として今残っているものは、廓内北方にあった稲荷社が、社前にあった石灯籠六基および石鳥居とともに元陣屋の正門の位置に移建されて残っているに過ぎない。また、嘉永四年四月再建の陣屋正門は現在同市森山の塩川氏の正門に移建されて現存している。

井上氏城跡

イ 居館 所在地 須坂市大字井上字御堀
口 大城 須坂市大字井上字金口

交通 長野電鉄河東線井上駅

この城跡は、信濃源氏井上氏の本拠で、その居館は小坂神社須坂市大字井上字御堀の北、現在リング園となっている字御堀の地籍にある。館跡の西南隅の一部が欠きとられている方一町一〇九ノほどの平坦地で、これをめぐって堀跡があり、南側と西側に特に明らかに認められる。居館の東方と南方は山城に、北方は鮎川あやがわに囲まれ、前面西方には豊沃な水田が開け、湧泉地帯に近く位置している。故老の語るところ、館の南欠け地の近くから金銅観音像約西一〇センチメートルのほかに、多くのの南欠け地の近くから金銅観音像約西一〇センチメートルのほかに、多くのの五輪塔が出土しており、また東北部には近年まで露の自生していた俗に「馬の飲水」と称していた湿地があつて、その近くに二抱えほどのあるカキの巨木○推定三百年もあり、北西部には最近まで人家もあつたがこの附近では井戸の深さは約二メートルくらいという。御堀の東に接して字馬場があり、ここには現在石祠いしだまのまわりに五輪塔の断片



80 井上氏城跡を示す元禄ころの地図

が集積されている。

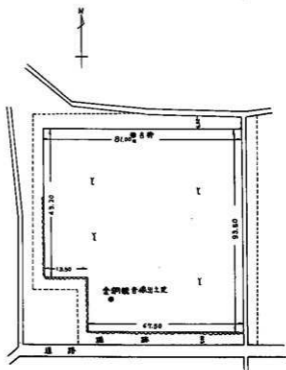
大城は、この居館の本城で、居館の南方綿内地区を限って大洞山より西方に張り出した比高九〇呎の尾根に構築されている。大城の大手は狐崎から十九構地籍を尾根伝いに小城を経て、四条の空堀を越えて大城に向う線と、大洞山より下って六条の空堀を経て大城に向う線と二方面があり、両斜面とも急峻で、鎌倉時代ごろにさかのぼる古い構築地型をもっている。北面の捌手には、電光形に登る道が開かれ、これに沿って平たんに切りならされた段郭がところどころに認められ、本郭に至っている。この道はまたふもとの浄蓮寺の境内に通じている。縁には本郭を中心に二の郭・三の郭が二段に設けられて南面の敵に備え、北陰には広い郭を設けてある点は注目される。この山城に立てば、川中島地方を双陣にあつめうるべき、まことに戦略上の要害である。

また大城の東方高雨地区との境を南北に延びた比高一〇〇呎の尾根には竹の城があり、根小屋の土栗部落には宝篋印塔・五輪塔が多く集められている井上氏の墓地と称する小丘がある。ここから峠越えに仁礼方面に通ずる古道があり、なお、山城の延長は東部山岳地帯にある木曾殿城に至っている。

井上地方には平安時代に高位牧があり、その出自を源頼信の子頼季と称する井上氏は、はやくこの地に館して栄え、保科・小河原氏を配下とし、治承四年（一一八〇）には井上光盛が木曾義仲に応じて起ち、横田河原合戦にあらわれた。しかし、その後頼朝にうたがれて逼塞するに至ったが、一族の村山・高梨・須田・米持・榎井等

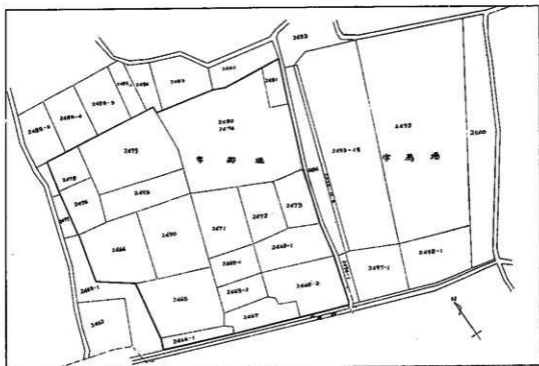


81 井上氏居館跡



82 井上氏居館跡略図

の諸氏は鎌倉幕府御家人として活躍している。また井上氏一族からいいて宗教界に名をなした高僧には、真宗の善性、禅宗の無関普門（大明・親庵・祖円・源順・関山・懸玄・天師・玉山・徳聡・徳信・玉山・玄挺・通智・大・仁如・集賢等）があり、戸隠山願光寺の別当となるものもあった。南北朝時代より室町時代にかけて武人としての井上氏の活動は次第に活潑になり、綿内・狩田・長池・高田等の分家をもち、宗家を中心の一
族の活動が目覚しくなってきた。その後武田信玄の進攻により、井上家は二派に岐れ、源六郎信満等は越後におもむき、綿内氏（井上・仁礼衆）とともに武田方に服し残留した。しかし天正一〇年（一五八二）この地方は上杉景勝領になったので、源六郎等は遷住すること



82 井上氏居館跡指定地域図

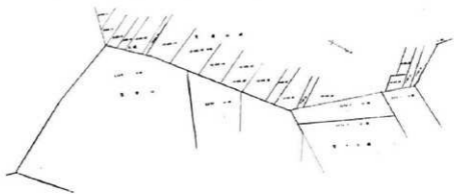


84 井上氏大城跡

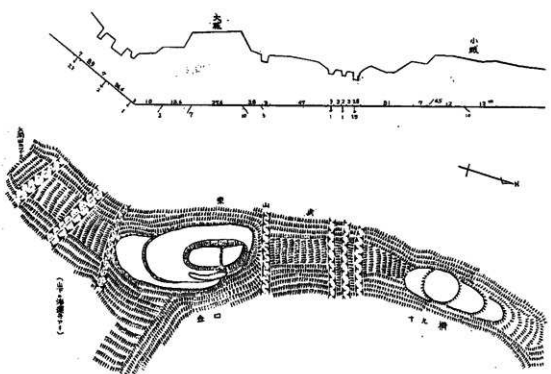
がかない、たまたま海洋津城代に抜擢された一族の須田満親を助け川中島地方の混乱を鎮めることに尽力した。慶長三年（一五九八）上杉氏の会津移封にともない井上氏一族もあげてこの地を退去した。その後この居館は幕府領の陣屋となり、一時小笠原忠知の陣屋に使用されたものようである。

この井上氏城跡の居館においては、これをめぐる堀が埋められて道路となった部分もあるが、南側より西側にかけては、ほぼ一辺高さの崖がのこり、それに沿ってはつき

りと認められる堀跡の現状は是非とも保存すべきであり、また大城にあつては、本郭をはじめ諸郭・空堀・堀手の登り道等の遺構は附属の山城とあわせて保護し、雄壮井上氏の山城にふさわしい景観を



85 井上氏大城跡指定地域図



86 井上氏大城・小城跡略図

保持するよう要望したい。
 この城跡に関する資料としては、信濃史料・上高井誌・歴史篇・
 井上村絵図元禄十三年十月代・長野県史蹟名勝天然記念物調査報告第五編
 等がある。

長野県天然記念物



87 松島王塚古墳標識・説明板

諏訪大社上社社叢

八方屋根高山植物帯

武水別神社社叢

木下のケヤキ

諏訪大社上社社叢

所在地 諏訪市大字中洲字宮山
交通 中央線上諏訪駅

諏訪大社上社は、諏訪市中洲神宮寺部落の北端に守屋山を御神体としてまつられている。

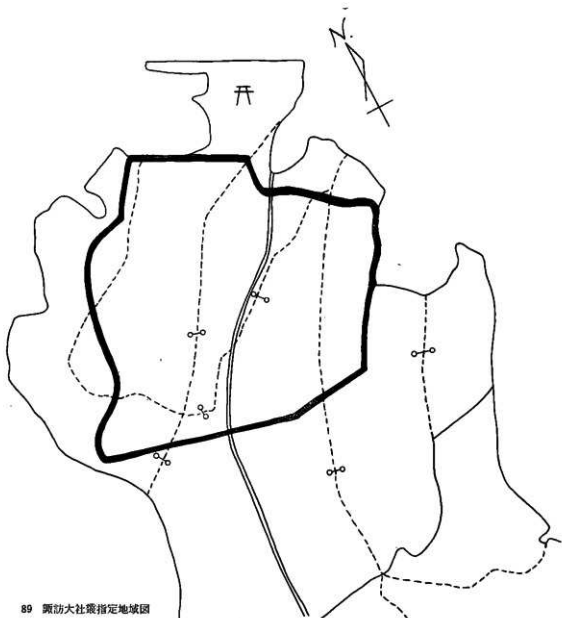
この社叢はもと二九・七五二(三〇町歩)にも及ぶ大規模のものであったが、台風の被害その他の理由で大部分に手がつけられ、今では標高八〇〇〜一、〇〇〇以上に及ぶ東北に面した神社つづきの部分だけが残されている。

その山ろくすなわち神社の社殿の周囲は、スギ・サワラ・カエデ・ケヤキ・サクラなど栽植されたと思われるものも多いが、それでもケヤキ・イチイ・ハリモミ・フジキ・カラマツなどの大木の見事なものがある。神社つづきの中腹斜面はクリ・カエデ・フジキなどを主としてトチ・サワグルミ・ハリギリ・コブシ・ホオノキ・コナラ・カツラ・エノキ・ムクノキ・ミズキなど多種類の落葉樹が茂っている。さらに上部はアカマツやツガの針葉樹が主なものでその発育はすばらしい。

これら木本類だけでも一六〇余種を数えることができるというが、このうち常緑植物はアカマツ・ツガ・カヤなど針葉樹を含めて一五種にすぎない。常緑広葉のもののはただの四種だけしかないという純落葉樹林に近いものである。このことは中部日本における古来の林相の姿をそのまま示すもので、まことに貴重な存在である。

88 諏訪大社上社社叢全景 (小島氏提供)





89 頭訪大社叢指定地域図

そのうえクリについてみると、周囲二〜五層にも及ぶ古木が三〇〇本にも及び、分布上おもしろいフジキも幹囲一層〜二層のものが三〇本くらい自生し、さらにカエデの類は種類が多く古木がある。このような林相に加えて、この斜面には三本の小溪流と水こそないが湿地に富んだ谷合いが三つあり、ササの類が少ないため灌木・草本の種類も多く生育もすばらしい。木本を含めてその種類は九六科六〇〇種に近いという。特に中腹の林相が保護すべき重要な部分である。

なお、この社叢を構成する植物には、本州西部に自生し、本県中北部には見られないアワモリシユウマ・ヤマグルマ・モリイバラ・セツブンソウ・カザグルマなどが育

ち、タマアヂサイ・ゴゼンタチバナ・ベニバナイチヤクソウ・レンブツソウなどのように、本州北部または深山のものも混生している。そのうえヤマブキノソウやニリンソウ・ミヤマイラクサ・ウワバミソウなどのほか、いくつもの草本の大群落も見ることができ、なお、スワスマイレのようにここの特産といわれるものを含めてスミレだけでも二〇種類を下らない。

八方尾根 高山植物帯

八方尾根、ケーブルの終点鬼平から唐松岳への登山道に沿い、南股の谷をへだて、白馬岳高山植物帯に面した北斜面一帯で、北尾根

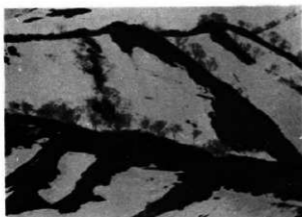


このように本社叢はほとんどが落葉樹で構成され、古木を交えて多種多様の種類といくつもの美しい植物群落を同一箇所で見られることは珍しい。植物地理のうえからも、分類学上からも、特に生態学的にみて学術的に貴重な資料をそなえている。じゅうぶん保護を要する社叢である。

参考 飛田広 官幣大社諏訪神社上社社叢

所在地 北安曇郡白馬村大字北城
交通 大糸線白馬駅

90 イワイチヨウ(上) 91 ユキワリンソウ(下)



92 尾根の上にだけ育つ高木（ダケカンバ）

砂れき地にはユキワ
リソウ・シロウマア
サツキ・ミヤマウイ
キョウ・ミヤマアズ
マギク・ミヤマムラ
サキ・タカネセンブ
リ・ムシトリスミレ
・チングルマ・オオ
タカネイバラなどが
あり、雪どけのおそ
い斜面や窪地は湿地
や沼沢池くまぼことなつて、
そこにはカライトソ
ウ・タテヤマウツボ

93 八方尾根

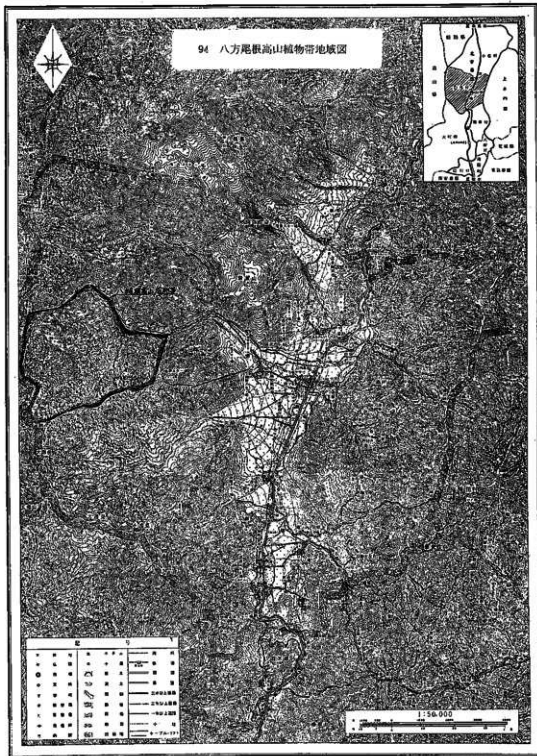


にはじまって唐松岳頂上にいたる広大な地籍である。

この斜面のほとんどは急傾斜であるから、くずれる雪のため上部を除いてほとんどが灌木林と砂れき地で、ここには高木は育っていない。しかしこの附近でも山りょうのいたただきだけにはダケカンバの高木が立ち並び、さらに八方池から上部はダケカンバを主とした高木林で、おおわれて、その上部は高山植物帯である。

この下部の地域は標高にして一、五〇〇〜二、〇〇〇層にすぎないが、最下部の北尾根にはじまって一部にはヒメコマツやクロベ・タロママノキなどに交つて、ハイマツやタヤマハンノキが生育し、

94 八方尾根高山植物帯地域図



・イワイチ・ウ・ムントリスミレ・
キンコウカなどのほかにオオコメツ
ツジ・ムラサキヤシオツツジ・ウラ
ジロナナカマドなどの灌木もよく育
っている。いずれも高山または北地
の植物であるため高山帯の灌木林や
高山草原そのままの様相を呈してい
るわけである。

このことは植物の垂直分布のうえ
からみて、たいへん興味深い現象
で、下部に高山植物帯の植物があつ
て高度を増してから高木林が現れる
という逆分布を示している。これは
雪深周辺の小部分の場合を除いて
は、他にその類例の見られないこと
である。

そのうえ下部の高山植物帯は一、
五〇〇呎といういちじるしく標高の
低いところからはじまっているという点も、北海道地方ならばと
もかくとして、当地方にはきわめて珍しい現象の一つといわなけれ
ばならない。

さらに注意すべきことは、この地域はエゾユズリハ・タムシバ・
オオイタドリ・マルバマンサク・ナガハシスミレなどの日本海系の

95 (上)ハイマツ 96 (下)ミヤマムラサキ



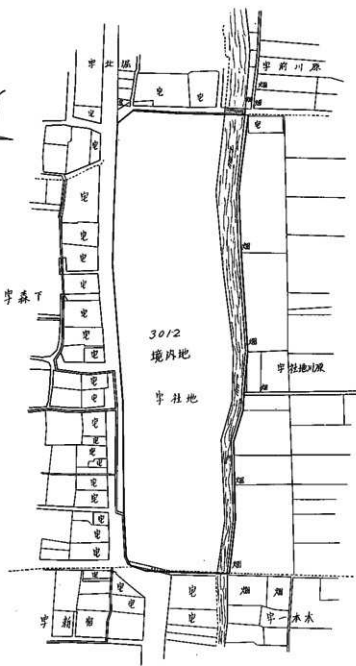
植物がたくさん入りくんでいることもみのがすことはできない。
植物分布のうえからみて、きわめて興味深い貴重な資料を豊富に
もった地域である。

武水別神社社叢

所在地 更直市大字八幡字芝宮
 交通 信越線鹿代駅
 篠ノ井線稲荷山駅
 篠ノ井線鍋掛駅

武水別神社の境内は、一七、一四八平方尺で、ケヤキが二二六本、中には目通り三筋以上のものが二二本、スギが一九七本、ソメ

イヨシノ二二本、ヒノキ二二本、エノキ一〇本、ヤマセミジ四本ヤ
 エザクラ二本、オニグルミ二本、ヒマラヤシダー二本、ニセアカシ



97 武水別神社社叢指定地域図

98 武水別神社社叢遠景



99 武水別神社社叢近景



ヤニ木、サンシユウ、サイカチ、ネズミサン、トネリコバノカエデ、ヒイラギ、イチユ、イチイ、アオキ、サルスベリ、マユミ、メタセコイヤ、コガキ、エンジ、イブキ、ニワウルシなど各一本がある。

比較的小さな木の大部分は神社の周辺にあり、巨木はケヤキで目抜きのある場所にある。したがって外観ケヤキの純林のように見える。沖積層の平たん地で民家に接したところに、これだけの面積と樹木数をもつ社叢は、北信地方では他にみられない。

木ノ下のケヤキ

所在地 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字芝宮

交通 飯田線木ノ下駅

木ノ下のケヤキは、双葉保育園の庭のすみにあって、目通り幹囲一〇・三五呎。上にゆくとかえって太くなっている。五呎上で枝が四本に分かれて中心のものが最も太く高さは二五呎にも達している。ケヤキは、ニレ科ケヤキ属で、北海道を除いて全国いたるところの平地や丘陵地に育ち、特に関東・中部地方の広葉落葉樹を代表するものの一つである。大木になる樹種であって、古くから神社寺院



100 木ノ下のケヤキ

101 木ノ下のケヤキ全景

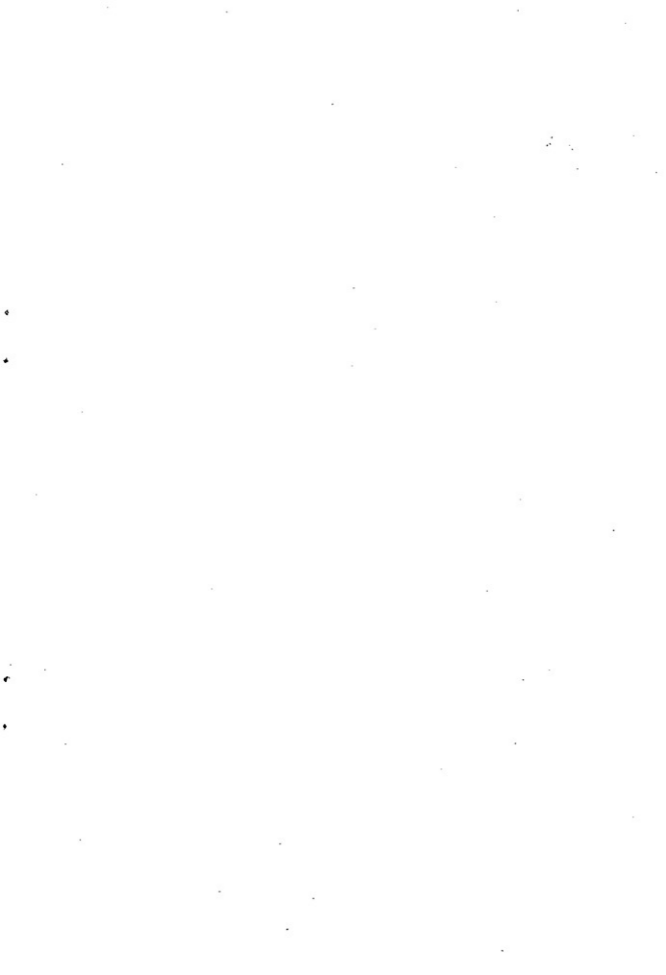
並木などとして栽植させている。したがって県内にも大木も少くないが、材質が良いため次々と切られていくこともやむをえないことであろう。県内に大木として知られているものがかつては四十数本あった。しかしそれも、今では枯れたり、倒れたり、なんらかの理由で切られたりしたもののだけでも十本近くあるので、その数はほとんど少なくなってきた。

木下のケヤキは、古くから芝宮のケヤキといつて、土地の人が親しんできたものである。太さにおいて県下第一のものというだけではなく、枝の損傷がほとんどないこと、樹勢がいちじるしく盛んであること、ケヤキ特有の樹姿の整っているというすべての点から県下にこの右にでるものはない。歴史をこえて長い風雪に堪えてきたたくましさを感じようぶん味いなる巨木である。(執筆 山崎林治)



102 木ノ下のケヤキ指定地域図

付
録



○長野県教育委員会告示第13号
文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により次の文化財を長野県宝、長野県史跡及び長野県天然記念物に指定する。

昭和39年8月20日

長野県教育委員会

長野県宝に指定するもの

名 称	員数	所在の場所			住 所	有 者	氏 名
		郡市町村名	大字	字			
(彫刻の部)							
石造釈迦如来坐像	1 軀	埴科郡埴城町	坂 城	大 宮 1,148	埴科郡埴城町大字坂城字大宮 1,148	満原	真晴
桐竹鳳凰文彦彩奥社殿立	2 面	飯山市	瑞 蓮	池 7,150ㄱ号3	飯山市大字瑞蓮字蓮池7,150ㄱノ3	小菅神社代住役員	宮本 重雄
(絵画の部)							
板絵着色観音三十三身図	15面	"	"	"	"	"	"

長野県史跡に指定するもの

名 称	所在の場所			地 目	地 積	住 所	有 者	氏 名
	郡市町村名	大字	字					
諏訪大社上社前宮神楽殿	茅 野 市	宮 川	子安下	境内地	102.55	諏訪市大字中州宮山 1	諏 訪	大 社
"	"	"	水上通	茅 野	12.00	"	"	"
"	"	"	"	境内地	14.00	"	"	"
"	"	"	"	"	14.87	"	"	"
"	"	"	"	"	61.25	"	"	"
"	"	"	"	"	603.71	"	"	"
"	"	"	"	"	128.25	"	"	"
"	"	"	"	"	105.30	"	"	"
"	"	"	"	"	679.27	"	"	"
"	"	"	"	"	430.00	"	"	"
"	"	"	"	"	174.48	"	"	"
"	"	"	"	"	144.15	"	"	"

長野県天然記念物に指定するもの

名 称	所 在 の 場 所				地 目	地 積	住 所	氏 名
	郡市町村名	大字	字	地番				
諏訪大社上社社境	諏訪市	中洲	宮山	858/1	境内地	72,570.76のうちの1部	諏訪市中洲字宮山	諏訪大社
"	"	"	"	858/2	"	"	"	"
"	"	"	"	858/3	用取水路	322坪のうちの1部	"	"
"	"	"	"	858/4	保安林	1,396坪のうちの1部 (実積11,466.62) 町反数多	"	"
八万屋世高山植物帯	北安曇郡白馬村	北城	西山	4,487/1	山林	197,47.72	北安曇郡白馬村	白馬村
"	"	"	"	4,487/2	保安林	84,6.9.08	"	"
"	"	"	"	4,487/11	"	317.8.3.00	"	"
"	"	"	西山麓園歌	4,488	山林	0.1.0.00	"	"

○長野県教育委員会告示第17号

文化財保護条例(昭和35年長野県条例第43号)第2条の規定により次の文化財を長野県史跡に指定する。

昭和39年11月26日

長野県教育委員会

名 称	所 在 の 場 所				地 目	地 積	住 所	氏 名
	郡市町村名	大字	字	地番				
御影陣屋跡	小諸市	御影新田	屋敷	895/1	畑	1722.00	小諸市御影	鈴木隆雄
"	"	"	"	896/7	"	258.23	"	"
"	"	"	"	896/3	宅地	164.16	"	柏木易雄
"	"	"	"	896/4	畑	31.50	"	柏木睦子
"	"	"	"	866/5	宅地	92.22	"	"
"	"	"	"	896/8	畑	9.70	"	"

中野区(中野側)跡	中野市	中野	旧庁	旧庁	宅地	中野市大字中野	区各財産管理区 中野区
"	"	"	"	826	"	12.00	"
"	"	"	"	829/1	"	305.00	"
"	"	"	"	829	"	241.00	"
"	"	"	"	830	"	232.00	"
"	"	"	"	831/2	"	3.25	中野市
"	"	"	米町下	851/4	"	2.20	"
"	"	"	旧庁	833/1	"	63.00	"
"	"	"	"	833/2	畑	29.00	"
"	"	"	"	833/3	道路	11.00	"
"	"	"	"	823/□/1	宅地	12.00	中野市大字中野828
"	"	"	"	827/2	"	20.00	"
"	"	"	"	825/□/1	"	15.00	"
"	"	"	"	827/3	"	24.00	"
"	"	"	"	827/4	"	19.00	"
"	"	"	"	828	"	25.00	"
"	"	"	"	834/1	"	172.00	"
"	"	"	"	834/2	"	53.40	"
"	"	"	"	834/3	"	26.16	"
"	"	"	"	834/4	"	9.60	"
"	"	"	"	835/1	"	84.00	"
"	"	"	"	835/2	"	68.00	"
"	"	"	"	836/2	"	23.00	"
"	"	"	"	838/2	"	23.85	"
"	"	"	"	827/1	"	52.00	中野市大字中野831/1 松木次良

各分社
柳長料理店
町田 肇一
町田 長左衛門

"	"	"	"	83972	"	8.76	"	"	"	"
"	"	"	"	83973	"	9.20	"	"	"	"
"	"	"	"	83974	"	3.64	"	"	"	"
"	"	"	"	840	"	87.00	"	"	"	"

○長野県教育委員会告示第1号

文化財保護条例(昭和35年長野県条例第43号)第2条の規定により、次の文化財を長野県指定に指定する。

昭和40年1月14日

長野県教育委員会

名	称	員数	所在の場所			所有者			氏名
			郡市町村	大字	字	地番	住	住所	
大鏡刀	為雲田清吉君山崩開眼清瀧観弘化 阿字年八月日	1口	松本市	筑摩	鏡町	1029-3	松本市大字筑摩字鏡町1029-3	江原正一郎	
大鏡刀	弘化四年丁未春二月上意の同題上 田澤河合道樂親之繪百張國小鏡住 山崩拜島作之	1口	上田市	上田		5426	上田市大字上田5426	河合平健	
大鏡刀	信濃國寿島片小津澤弘化二年二月 作之	1口	埴科郡 埴科郡 埴科郡	埴科 埴科 埴科	大門口 村 村	1113	埴科郡埴科町大字埴科1113	富山第	
銅製銅板		1個	上伊那郡 中川村	片桐	中村	4150	上伊那郡中川村大字片桐4154	木山達雄	
柴宮銅鐸		1個	埴尻市	大門		745の1	埴尻市大字大門745の1	埴尻市	
緑釉水瓶		1口	"	"		"	"	"	
木造観音菩薩立像		1體	大町市	大町	九日町	4188	大町市大字大町4238	金原元留	

○長野県教育委員会告示第2号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次の文化財を長野県宝に指定する。

昭和40年2月25日

長野県教育委員会

名	林	員	所在の場所			番	住	所	氏	名	
			部	町	字						地
網	製	口	1	口	下伊那郡	阿南町	西	条	2,090	下伊那郡阿南町西条2,090	早稲田神社

○長野県教育委員会告示第3号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県史跡又は長野県天然記念物に指定する。

昭和40年2月25日

長野県教育委員会

長野県史跡に指定するもの

名	称	所在の場所			地	日	地	價	住	所	氏	名
		郡	市	大字								
井上氏	威跡	須	波	市	御	畑	畑	2,474	須	波	市	一色利雄
イ	厨	須	波	市	御	畑	地	2,480	反	針	市	志や字
須	波	市	御	畑	地	日	知	0.27	0.27	須	波	一色忠治
須	波	市	御	畑	地	日	知	2,481	須	波	市	一色忠一
須	波	市	御	畑	地	日	知	2,470	5.11	須	波	一色忠六
須	波	市	御	畑	地	日	知	2,471	2.28	須	波	一色忠六
須	波	市	御	畑	地	日	知	2,475	2.28	須	波	一色忠六
須	波	市	御	畑	地	日	知	2,476	1.27	須	波	一色忠六
須	波	市	御	畑	地	日	知	2,478	2.04	須	波	一色忠六
須	波	市	御	畑	地	日	知	2,479	7.01	須	波	一色忠六

八丁 櫻 塚 第1号墳(雄塚) 第2号墳(一雄塚)	須坂市	八町	櫻 塚	286の〜 287の〜	基地	3.20	須坂市上八町	上八町区長
松島王墓古墳	上伊那郡 須坂町	中箕輪	王 墓	8,548の1	原野	5.02	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9,987	神林萬市社
下諏訪常塚古墳	下諏訪郡 更埴市	代 塚	常 塚	8,547 3,340	社 境内地	9.27 500.15	更埴郡上八田町大字上八田 3,825-18号	神 社
春待平塚古墳	更埴市	一重山	一重山	332の中	社 境内地	387の区6畝19歩 のうちの1部分 2畝13厘1分の うち1部分の 4畝8厘4歩の うち1部分 (計 600坪)	更埴市大字箕輪12,500	神 社
〃	〃	六六山	六六山	3,122の13	林		更埴市大字八幡 689	神 社
〃	〃	赤 池	赤 池	3,130の2	〃		〃 534	神 社

長野県天然記念物に指定するもの

名	所 在 地			地 番	所 界 地 目	地 積	所 有 者		氏 名
	郡 市 町 村 名	大 字	八 幡 中 箕 輪				住 所	所 界	
雲水別神社兼 木ノ下のケヤキ	更埴市 下伊那郡 箕輪町	八 幡	社 地	3,012の2 12,284	境内地 原 野	5,716 原積歩 1.9,06	更埴市大字八幡 3,012 上伊那郡箕輪町大字中箕輪12,500		雲 水 別 神 社 箕 輪 南 宮 神 社

長野県指定文化財調査報告

第 3 集

刊行年月日	昭和 45 年 3 月 30 日
刊 行 者	長野県教育委員会
印 刷 所	西沢印刷株式会社
印刷部数	500部 (第 11号)
